

# 大分県報

令和二年  
五月二十九日  
（五）  
（金曜日）

## 目次

### 規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正……………一

### 規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第五十一号

### 大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大分県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成十三年大分県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。  
第六条及び第七条中「えさ」を「餌」に改める。  
第六号様式の裏面を次のように改める。

#### 裏面

#### 動物の愛護及び管理に関する法律 （昭和48年法律第105号）（抜粋）

（報告及び検査）  
第24条 都道府県知事は、第10条から第19条まで及び第21条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）  
第24条の2（略）  
2（略）  
3 都道府県知事は、前2項の規定の施行に必要な限度において、第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失い、又は第19条第1項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状況、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
4 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
第25条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。  
2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。  
3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。  
4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。  
5 都道府県知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
6 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第2項から第5項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。  
（特定動物の飼養又は保管の許可）  
第26条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行うおとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。  
2（略）

（報告及び検査）  
第33条 都道府県知事は、第26条から第29条まで及び前2条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。  
2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。  
第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
（1）（2）（略）  
（3） 第24条第1項（第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第24条の2第3項若しくは第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者  
（4）（略）  
第47条の2 第25条第5項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

#### 大分県動物の愛護及び管理に関する条例 （平成13年大分県条例第32号）（抜粋）

（犬の収容）  
第9条 知事は、第8条の規定に違反して保留されていない飼犬があると認めるときは、これを収容することができる。  
2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その指定した職員に当該飼犬を捕獲させるものとする。  
3 前項の職員は、捕獲しようとして追跡中の飼犬がその所有者又はその他の者の土地、建物、船舶又は車両内に入った場合において、これを捕獲するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の看守者又はこれに代わるべき者が正当な理由により、これを拒んだときは、この限りでない。  
4 第2項の職員が同項の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
5 知事は、規則で定めるところにより、動物の愛護を目的とする団体その他の者に第2項の規定による捕獲を委託することができる。この場合において、前2項の規定は、当該委託を受けた者又はその監督の下にその捕獲に従事する者に準用する。  
（立入調査等）  
第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼養者から必要な報告を求め、又はその職員に、犬の飼養者の飼養施設を設置場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養状況を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。  
2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。  
3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
（動物愛護管理員）  
第17条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第24条の2第3項、法第25条第5項及び法第33条第1項の規定による立入検査並びに第9条第1項の規定による犬の収容、前条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。  
2 動物愛護管理員は、職員のうちから獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。  
3 動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

令和二年五月二十九日

大分県報号外（規則）

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。